

意見募集要領

1 意見募集対象

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案

2 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に必要な事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号または電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。様式によらない場合は意見を採用できない場合があります。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課企画係 宛て

併せて、意見の内容を保存したCD-Rを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R/RW、DVD±R/RW/RAM

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）

○記録媒体等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（2）FAXを利用する場合

FAX 番号：03-5253-5948

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課企画係 宛て
※担当に電話連絡（03-5253-5843）後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：tcp-k@ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課企画係 宛て

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「@」を「@」に置き換えてください。

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、「郵送する場合」と同様）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成 23 年 8 月 25 日（木）午後 5 時（必着）（郵送の場合は同日付け必着。）

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) パブリックコメント・意見募集案内の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人または団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

条項	具体的内容

<記載要領>

「条項」欄には、該当する条項を記入して下さい。

「具体的内容」欄には、御意見の具体的内容を記入して下さい。